

自動車急発進抑制装置整備に

係る**補助金**を交付します！ **※事前申請が必要です。**

高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故防止のため、後付けの自動車急発進抑制装置を整備する方を対象に補助事業を実施します。

補助対象者 <①から④のすべてを満たす個人>

- ① 市内に住所を有する満65歳以上の人
- ② 有効な自動車運転免許証を保有している人
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 高梁市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと

補助対象自動車 <①から③を満たす自動車>

- ① 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載され、補助対象者の氏名及び住所の記載があること
※ 検査証記載の氏名及び住所が補助対象者と異なる場合、補助対象者が使用者であることを証明できるもの(例:夫名義の自動車を妻(補助対象者)が使用する場合等)
- ② 踏み間違い急発進抑制装置を整備することが可能なものであること
- ③ 営利を目的として使用されていないこと

対象となる補助対象装置

国土交通省の個別性能または性能認定を受けた装置で道路運送車両の保安基準に適合するもの(国土交通省ホームページをご参照ください)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000042.html



国土交通省ホームページ

補助金額

後付け自動車急発進抑制装置の購入及び整備に要する費用の2/3以内の額
※上限100,000円

※補助対象者一人につき、1回限りとなります

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切捨てます。

お問合せ・手続き先

高梁市役所市民生活部市民課 市民協働係

☎:0866-21-0254(直通)

URL:<https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/13/zidousya-kyuuhassin.html>



申請の手続きについては裏面をご覧ください

補助金の申請から交付までの流れ

- ① 岡山県内の事業者(中国運輸局長から自動車特定整備事業の認証を受けた事業者又は対象装置を開発及び製造する事業者)に装置が取付け可能か確認してください。可能であれば見積書を依頼します。

※取付できない車種もありますのでご注意ください。

② 申請に必要な書類を高梁市役所市民課市民協働係へ提出します。

<必要書類>

- i) 高梁市自動車急発進抑制装置整備費補助金交付申請書(様式第1号)
- ii) 自動車検査証の写し
- iii) 自動車運転免許証の写し
- iv) 見積書の写し
- v) 自動車検査証の所有者又は使用者の欄に申請者の氏名の記載がない場合は、補助対象自動車の使用者であることを証する書類

③ 審査後、補助金交付決定通知書(様式第2号)が郵送されます。

- ・ 補助金交付決定通知書を受け取り次第、事業者において取付作業を始めてください。
- ・ 作業前、作業後の写真が必要となりますのでご注意ください。
- ・ 取付作業後、事業者へ見積額と同額をお支払いいただき、領収書をお受取ください。
※見積額と支払額が異なる場合は市民課(0866-21-0254)までご連絡ください。

④ 実績報告書を高梁市役所 市民課市民協働係へ提出します。

<必要書類>

- i) 高梁市自動車急発進抑制装置整備費補助金実績報告書(様式第3号)
- ii) 領収書の写し
- iii) 整備前及び整備後の写真
※取り付けた車のナンバープレートが分かる写真もご用意ください
- iv) その他市長が必要と認める書類(請求書及び本人名義の振込口座が分かる書類)

⑤ 補助金確定通知書(様式第4号)が郵送されます。

⑥ 補助金が指定口座に振り込まれます。

- ・ 補助金を受けて整備した自動車は、1年以上使用してください。補助金を受けて整備した自動車を補助金交付から1年以内に譲り渡し、貸し付け、売却、廃棄等をした場合は、補助金を返還していただく場合があります。
- ・ 補助金は1人につき車両1台かつ1回限りとします。

お問合せ
手続き先

高梁市役所市民生活部市民課 市民協働係

☎:0866-21-0254(直通)

URL:<https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/13/zidousya-kyuuhassin.html>